

[事案 2024-117] 基本年金額支払請求

・令和 6 年 11 月 27 日 裁定終了

<事案の概要>

契約時の設計書に記載された基本年金額の支払いを求めて、申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 3 年 4 月に、自ら保険会社に勤務する募集人として、自己募集により終身保険を契約したが、以下の理由により、契約時の設計書に記載された基本年金額を支払ってほしい。

- (1) 本商品は、貯蓄性があるというキーワードを強く打ち出して販売されていた。
- (2) 自分は、本商品の研修時の社内指導において、保険会社から、設計書に記載されている「基本年金額は保証された金額」、「増加年金額は運用により変動する金額」という内容の説明指導を受けていた。
- (3) 設計書には、基本年金額が記載されており、基本年金額が将来の支払いを約束した金額ではないと認識される記載が一切ない。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 本契約は附合契約であり、約款どおりの内容で契約が成立している。約款の規定では、基本年金額は配当金により変動するものとされている。
- (2) 設計書下部には、基本年金額を含む年金額等の配当数値は将来の支払いを約束されたものではない旨の注意喚起がなされている。
- (3) 当社において、本契約の設計書に記載された基本年金額が契約時に定まっているものであると説明指導した事実はない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。